

野田市教育委員会定例会会議録

- ◇日時 令和3年2月17日（水）午後1時30分開会 午後3時53分閉会
- ◇場所 野田市役所低層棟4階委員会室
- ◇出席委員 佐藤裕教育長 高橋保教育委員 伊藤稔教育委員 飯田芳彦教育委員 永瀬大教育委員
- ◇説明職員 山下敏也教育次長（兼）生涯学習部長 戸塚進教育総務課長 安藤剛行生涯学習課長 桑村典子青少年課長（兼）青少年センター所長 横島司興風図書館長 船橋高志学校教育部長 下川泰弘学校教育部次長（兼）学校教育課長 山田桂一指導課長
- ◇書記 鈴木一敏教育総務課長補佐（兼）庶務係長

◇野田市いじめ問題対策委員会答申について

◇付議事件

- (1) 野田市育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について
- (3) 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について
- (4) 野田市文化会館及び野田市生涯学習センターの指定管理者の指定に係る意見聴取について
- (5) 令和3年度野田市一般会計予算（教育委員会関係分）に係る意見聴取について
- (6) 令和2年度野田市一般会計補正予算（第11号）（教育委員会関係分）に係る意見聴取について
- (7) 野田市鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について

◇協議事項

- (1) 市長の権限に属する事務の委任について

◇教育長の報告事項

- ・教育総務課
 - (1) 寄附について
- ・生涯学習課
 - (1) 寄附について
- ・学校教育課
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の対応について
- ・指導課
 - (1) 第80回全国教育美術展の結果について
 - (2) 令和2年度第2回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」のその後の状況について

◎佐藤教育長

ただいまから、令和3年2月教育委員会定例会を開会します。

本日、傍聴者はありません。

委員の欠席もありません。

それでは、会議を始めます。

本日の会議録署名委員を高橋委員にお願いします。

(高橋委員了承)

◎佐藤教育長

会議録承認の件に入ります。令和3年1月定例会の会議録について、事前に資料を配付しているところですが、御意見等ございますか。

御異議ございませんでしょうか。

◎全委員

(異議なし)

◎佐藤教育長

御異議なしと認め、会議録につきましては、承認します。

次に、会議次第に従い議題に入ります。

議案審議に入る前に、本日配布資料のとおり議案第1号 野田市育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてから、議案第7号 鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取についてまでの7件及び協議第1号 市長の権限に属する事務の委任についてが、追加議案として提示されました。

以上の8件を本日の議案として追加し、会議を進めたいと考えますが、よろしいでしょうか。

◎全委員

(異議なし)

◎佐藤教育長

御異議なし。

また、議案第3号から協議第1号は、議会関係案件ですので、非公開により会議を進めたいと考えますが、いかがでしょうか。

◎全委員

(異議なし)

◎佐藤教育長

御異議がございませんので、そのようにいたします。

なお、会議の進行上、議案第3号以降は、教育長の報告事項終了後に審議することになります。

それでは、会議次第により、野田市いじめ問題対策委員会答申につきまして説明させていただきます。

まず初めに、令和元年7月30日に、野田市いじめ問題対策委員に対して、令和元年7月13日に起きた市内小学校児童の自殺の全容解明及び再発防止に関することについて諮問し、2月の8日に答申をいただきました。この内容につきましては、事務局から説明をいただきます。よろしくをお願いします。

学校教育部長。

◎船橋学校教育部長

それでは、野田市いじめ問題対策委員会答申について御説明申し上げます。

先ほど教育長からもございましたが、令和元年7月13日、当時市内小学校6年生の男子児童が土曜授業後、自宅で亡くなった件について、2月8日、「野田市いじめ問題対策委員会」より、調査報告書という形で、教育長の方に答申がされました。その内容について御説明いたします。なお、重要な案件ですので、若干時間をいただきまして御説明させていただきますと思います。

今回は「いじめ問題対策委員会の調査報告書（概要版）」も資料として準備しました。この概要版は、実際の調査報告書からの抜粋版とも言えるもので、個人情報等に関する部分については記載していません。多くの方に見ていただき、再発防止に努めるという観点から野田市のホームページでも公開していますので、御了解いただきたいと思います。

それでは、これまでの流れや、内容について御報告申し上げます。

令和元年7月13日の事案発生後すぐに、文部科学省発行の「子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針」に沿って、当該小学校、県教委と連携しながら対応してまいりました。

翌日、自宅訪問時に御遺族よりいじめが原因で自殺したという訴えがあったことにより、いじめが背景にあると疑われる自殺事案と認め、「いじめ防止対策推進法第28条に該当する重大事態」として対処することとし、「野田市いじめ問題対策条例」に基づき、第三者による調査組織、「野田市いじめ問題対策委員会」を7月30日に設置し、調査を依頼しました。

調査報告書の1ページを御覧ください。このいじめ問題対策委員会は、いじめの事実関係を調査し、いじめの有無について認定し、もしいじめがあったのであれば、そのいじめと自殺との関連性について検証し、更には再発防止に向け提言することが目的の組織です。

2ページを御覧ください。メンバーは大学教授、精神科医、弁護士、心理士を含めた5名で組織した公正・公平・中立の立場の調査委員会になります。

調査は、当該小学校の当時6学年全児童及び保護者、全教職員を対象にしたアンケート調査、また、6年生全児童、6年生に関係した教職員への聴き取り調査、遺族への聴き取り調査、本人の人となり分かる学校から提供された資料などにより検証を進めていただきました。

今回の調査報告書では、いくつかの観点で調査・検証を進め、報告書としてまとめられています。

まず、当該小学校についてです。

当該小学校のいじめ防止基本方針により、いじめ防止対策委員会が設置されており、主に主任会と同時開催で月1回程度の開催がありました。そして、その内容を学年職員に伝達することになっていました。本事案発生後にも「いじめ防止対策委員会」は3回開催されましたが、いずれも会議録等は作成されておりませんでした。教育相談の取組としては、平成28年度より県のスクールカウンセラーが配置され、2週間に1回程度勤務し、児童や保護者の相談に対応しており、平成30年度には79件、令和元年度の7月までは55件の面談が記録されています。保健室では怪我や病気、悩み相談等で年間3,000から4,000件程度養護教諭が対応していたなど、スクールカウンセラー、養護教諭ともに過密な実績が残されていました。

また、悩みを抱える児童の不登校や自殺の未然防止への取組として「SOSの出し方授業」を長期休業前に全学級で実施しておりました。

当該小学校では、月曜日の放課後に学年会が開催できる日程になっており、当時の6学年については、月曜日と水曜日の放課後に学年会を開催していました。生徒指導に関することは学年主任と職員が個別に対応していたため、生徒指導に関することが学年会で話し

合われることはなかったようです。また、決まりではありませんが、定期的に席替えを実施しており、座席についてはグループ活動や人間関係を考慮し、4年生の頃から学級担任が決めていたそうです。

次に、当該男子児童についてです。

6年生児童、関係していた職員、遺族への聴き取り等により、家族関係、友人関係、過去の出来事、通知表や様々な作品などを資料とし調査していただきました。「問題行動のイメージがない」、「いつもニコニコ笑顔で大人しい感じの子」と聴き取りをした教職員は一様に回答するなど、手のかからない子だったようです。

それでは、概要版の5ページを御覧ください。「第2章いじめについて」ですが、「1 いじめの定義について」を確認のため読ませさせていただきます。

いじめの定義については、いじめ防止対策推進法第2条において「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定められています。本委員会は「いじめ防止対策推進法」が定めるいじめの定義をいじめの判断基準の中心としてまいりました。

次に、「2 いじめの認定」についてですが、いじめの定義に書かれている「心理的又は物理的な影響を与える行為」を男子児童は受けていたのか、また、「心身の苦痛」を感じていたかどうかについて、周囲の状況等を客観視した上で認定していただきました。

背景として、当該男子児童と同じ班で隣の座席の女子児童とは、同じ幼稚園で、幼い頃から顔見知りでした。小学校に入学し、6年生で初めて同じクラスになり、修学旅行のために行った6月の席替えで座席が隣同士になりました。当初は仲良く過ごしていたようですが、ある時、男子2名に「当該男子児童と付き合ってるんじゃないか、お似合いのカップル、ベストカップル」と冷やかされたことや、当該男子児童に「下ネタ」などを言われたことを機に、隣の女子児童は思春期特有の行動に見られるように、悪気はなく当該男子児童と距離を置くようになったという背景がありました。

このような背景の中、5ページ「3 心身の苦痛を感じている行為」の（1）から（5）の行為について説明します。

この後アルファベットが出てまいりますが、Aとは当該男子児童 Dとは隣の座席の女子児童、BCは班員のことです。

まず、5ページ、（1）座席の机を離された件です。

当該男子児童Aは、隣の座席の女子児童Dから机を離されていた。このことにより、AはDに拒絶されていると感じたものと推認される。こうしてAは、学校生活の大半を占める学級生活においてDに拒絶されていると感じた状況が続いた。このDの行為は、Aに対して「心理的な影響を与える行為」であったと考えられると記されております。

次に、（2）教科書で壁を作られた件です。

Aは、授業中DからAの側のDの机の上に教科書を開いて立てる方法で壁を作られていた。これは、AがDから拒絶されていると感じさせるに十分な行為で、Aは隔離されたと感じたことにより不快感を受けたものと推認される。この行為は、「心理的な影響を与える行為」であったと考えられると記されております。

（3）「Bはいいけど、AとCは嫌」と言われた件です。

Aは、Dから給食の時間「Bは良いけどAとCは嫌」と言われている。Aは、この発言により自分が拒絶されたと感じ、不快感を受けたものと推認される。Dのこの発言は「心

理的な影響を与える行為」であったと考えられると記されております。

(4) 土曜授業での国語の音読の件です。

Aが音読をつつかえてしまったことに対してDは、「練習してないじゃん」と発言した。Dのこの発言だけではいじめに当たるとは言えないが、これまで、AはDから無視されたり拒絶されたりしている関係を考えて、Aにとってこの発言は、自己を否定されたと受け止め得るものであり、精神的なダメージが大きかったと推認される。それは、Aが下校時に「俺、なんか暴言吐かれてる」と友達に話していることや、帰宅後、母親にこの話をしていることから裏付けられる。Aにとって、この発言は相当のストレスとなったことが推測でき、Dのこの発言は、「心理的な影響を与える行為」であったと考えられる。

(5) プリントや落とした鉛筆を投げて渡された件です。

Aは、Dから配られたプリントや落とした鉛筆を投げるようにして渡されていた。AとDとの関係から想像すると、このことにより、AはDから拒絶されたと感じ、不快な気持ちになったものと推認される。Dのこの行為は「心理的な影響を与える行為」であったと考えられる。

Aは、この(1)から(5)を受けていました。一つ一つの行為は思春期である高学年の学校生活ではしばしば見られる、ありふれた行為とも言えますが、些細に見える行為の累積により、Aは相当のストレスを溜め込んでいったと推認されます。それは、Aが友達に「D死んでほしい、Dが嫌だ、Dに一泡吹かせてやりたい」と言っていたという事実からうかがい知ることができました。

よって、本調査委員会ではこの(1)から(5)の行為を「いじめ防止対策推進法第2条」に示されているいじめと認定しました。

7ページを御覧ください。「第3章 自殺との関連について」です。

本事案において考え得る要因として、「家庭について」、「学校について」、「本人の性格特性」について書かれております。

9ページ、「2 まとめ」を御覧ください。

ここには、今回の調査でいじめと認定した五つの行為については、思春期である高学年の学校生活ではしばしば見られるありふれた行為であり、認定したいじめが、自殺の主たる要因とは判断できなかったという調査結果でまとめられています。

以上が、いじめ問題対策委員会が本事案について調査検証した結果となります。

さらに、概要版10ページ、第4章として再発防止に関する六つの提言をいただきました。

「提言1 いじめのSOSを見逃さない、いじめ防止の研修」。教育委員会は、児童生徒の小さな変化がSOSとなることから、SOSを拾い上げることができる教職員の資質・能力を高める研修を実施すること。

「提言2 生徒指導の共通理解の場の設置」。各小中学校は、いじめなど生徒指導に特化した情報を共有する場を学年間で定期的に設け、なおかつ子供に関わる全ての教職員で支援指導の方向性を共有できる組織的な指導体制を構築すること。

「提言3 児童生徒がいじめに向かわない態度・能力の育成」。教育委員会に対しては、いじめを自分のこととして子供たちが学ぶ機会を設け、一人一人がいじめに向かわない態度能力を育成する取組を充実させること。

「提言4 児童生徒の人間関係を客観的に把握する機会を設ける」。学校に対して、児童生徒の学校生活が分かるアンケートやストレスマネジメント等を実施し、SOSを出すことが苦手な子や自己表現が得意でない子の学級での状況を、心の内面を客観視し、そのデータから支援につなげること。

「提言5 悩みを相談できる力や相談を聴く力の育成」。学校に対して、SOSの出し方教育を継続的に行い、相手に寄り添い話を聴くスキルを教職員、保護者、子供たち同士で身に付けることと、学校だけにとどまらず地域に啓発すること。また、教育相談体制を見直し充実させること。教育委員会は、各学校の教育相談体制や活用を見直すとともに県教育委員会へスクールカウンセラーの増配置を働きかけること、市の教育相談体制を活用できるよう支援すること。

「提言6 自殺予防の取組」。学校は、自殺予防の相談体制を整え、自殺予防の取組について研修すること。また、いじめを発見したら、組織的に状況を判断し、いじめられた児童生徒の支援を最優先に考えた対応を望むこと。自殺をほのめかす言動を確認した場合、直ちに学校と保護者、教育委員会が連携し心のケアを丁寧に行うことを望むこと。

以上、6項目の提言をいただきました。

教育委員会や他の小中学校においては、このような事案の発生を防止するために、先ほどの六つの提言を真摯に受け止め、早速できることから始める姿勢こそが再発防止につながると考えています。

先日の校長会において、ただいま説明した概要の報告と共に、次のようないただいた提言の実効性のある対策をお願いしたところです。

提言1につきましては、教育委員会として、今回いじめ問題対策委員を務めていただいた2名の心理士による研修を考えております。各学校としましては、その研修を参加者だけにとどめず校内で共有することをお願いしました。また、引き続き各地区担当のスクールロイヤーを活用していただき、いじめに関する職員研修を実施するようお願いしました。

提言2につきましては、教育委員会として、各学校から報告相談を受けたいじめの案件について、担当者レベルでとどめるのではなく、関係課と情報を共有し、学校と連携し支援の方向性を決定していきたいと考えています。各学校としましては、いじめに関する校内組織の見直し、効率化、会議を定例化すること。また、多くの大人目で支援するよう全教職員で情報や支援方針を共有すること、また、記録を残すことをお願いしました。

提言3につきましては、教育委員会として、既に今年度より実施してまいりましたが、教育委員会アドバイザーによる小学5年生対象の「子どもの人格権に関する出前授業」を今後も継続してまいります。学校としては、道徳の授業を要とした、学校生活全般における心の教育、さらには、子供の権利条約等を活用した人権教育の実施をお願いしました。

なお、まず教職員、児童生徒一人一人がいじめの防止対策推進法第2条のいじめの定義について理解することが必要であり、そのための時間を作って具体的に指導することをお願いしました。

提言4につきましては、教育委員会としてQ-U（キューユー）調査等の効果的な活用方法、実施計画を作ると同時に、3年度1年間、各校で実施したことによる効果を検証し、市として予算化できるよう働きかけてまいります。学校としては、全校児童生徒を対象にQ-U調査の実施をお願いし、実施後の結果を分析し、子供たちの内面を客観視し、その分析結果を校内で共有することをお願いしました。当該小学校では、当該児童が5年次まで実施してまいりましたが、6年次には実施しておりませんでした。

提言5につきましては、教育委員会として、県教委には増員について既に強く要望をしております。また、今年度4月より、市ではスクールサポートカウンセラーを1名増員し、突発的な、また、生徒指導的な要請に対応しているところです。

学校としましては、既にやっただいているSOSの出し方教育を継続して行うこと、また、機能的な教育相談体制の構築、教職員の相談スキル向上、また、教職員だけではな

く、保護者、地域の大人として協力していただけるよう啓発を積極的に行うことをお願いしました。

提言6につきましては、教育委員会として自殺防止に関して、先生方の役に立てるような市独自の研修会の企画、資料の作成をしてみたい。学校としては、今まで同様、組織的で機能的な相談体制を構築し強化することをお願いしました。

最後になりますが、委員の皆さんより、教育委員会を始め市内小中学校に対して「本事業を振り返り、検証や再発防止に積極的に取り組んでもらいたい。教育委員会や教職員間、あるいは地域や保護者、有識者らを交えた意見交換や協議の場を設けること、提言内容を実行し児童生徒にとっても教職員にとってもより良い学校を築くために奮起していくことを願う。」という言葉をいただいております。

雑ばくな説明で申し訳ありませんが、以上で野田市いじめ問題対策委員会の答申について御説明を終わります。

◎佐藤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

御質問、御意見等がありましたらお願いします。

高橋委員。

◎高橋委員

今御説明いただきました。概要を読ませていただいて感じたのは、対策委員さんの方からも指摘がありますが、教職員、要するに小学校の場合には、教科担任制ではありませんので基本的には担任が気付くしかないのかなというふうに思うんですが、担任を責めるとかそういうことではなくて、やはり子供の一挙手一投足、ちょっとした違和感、そういったものに気付く感性というんでしょうか。今日この子少しおかしいぞ、挨拶一つ今までと違うな、そういうところからでもやっぱり感じる力。そういうものを身に付ける必要があるのかなと。例えば机を離すとか、あるいは教科書で衝立を、壁を作るとか、これ一瞬の出来事ではないように思うんですね。そういうところで、何かおかしいな、ちょっと気付くようなことができたなら、違う結果が出たのかなということを感じたりもするわけで。これは、非常に今私は現場から離れていますから、好きなことを言えるんですが、非常に難しいことではあるけれども、やはりそういうことに気付く教職員の目、これを養う必要が大事だろうなど、そんなふうに思いました。

とにかく、提言について非常に厳しくもあり温かくもあり、非常に大事なことを指摘していただいているなということを感じながら読ませていただきました。

以上です。

◎佐藤教育長

ありがとうございました。

ほかに何かございますか。

学校教育部長。

◎船橋学校教育部長

高橋委員、どうもありがとうございました。私も同じように考えております。

教職員の感性を高める、これは、やっぱり一番必要なことだと思いますので、そのための研修等を充実させていきたいと思っております。

あわせて、ちょっと変だなって気付いた部分を、その人だけにとどめるのではなく、情報を共有する。組織的な対応等が必要になってきますので、それに意識改革も図っていきたいと考えております。

以上です。

◎佐藤教育長

そのほか、ございますか。

飯田委員。

◎飯田委員

今、高橋先生がおっしゃったように、非常に変化に気付く、声をかけてあげるという、私もとても重要なことだと思います。

もう一つ考えるのは、困っているSOSを出したい、そういったことに関して、出したくてもどうしていいかわからない、心が苦しい、そういったことを表現できない方もたくさんいらっしゃるのかなと思った中で、新聞で読んだんですけども、文科省の「24時間子供SOSダイヤル」というのがあるということ、初めて知りました。その活用について、今野田市ではどのようになっているのか、今後の予定についてでも結構なのですが、お願いします。

◎佐藤教育長

学校教育部長。

◎船橋学校教育部長

今、飯田委員がおっしゃられた「24時間子供SOSダイヤル」、これにつきましては、いろいろな機会を通しまして保護者及び子供たちにもお知らせをしております。それについては、活用している状況もありますが、どのように活用されているかというのは、我々の方では把握できていない状況ありますが、それ以外に、中学生に関しましては、スマホを使った相談窓口を作っておりますので、その辺も、更にダウンロード数を増やしながら啓発してきて、とにかくそういう情報発信できる窓口を増やしていきたいと。そういうことを考えていきたいと思っております。

あわせて、そのほかにも学校の方でも、アンケート等もやっているのですが、それに伴いまして、アンケートの前に、個人個人に1人ずつ面談を行っておりますが、それも不十分だと考えられますので、あとは保護者にもそういう目で見たいと、御自分のお子さんを、そういうことも啓発していきたいと考えております。

以上でございます。

◎佐藤教育長

飯田委員。

◎飯田委員

ありがとうございます。万策を知ったとしても、これは完全ではないと思っておりますので、是非間口を広く、敷居を低くしていただいて、どんな形でもいいからSOSを発信できる、もしくはそのSOSを感じ取ることができるような施策というのでしょうか。是非、今もなさっていると思うのですが、これからも引き続きお願いしたいというふうに思います。

以上です。

◎佐藤教育長

そのほか、御質問等ありませんか。

伊藤委員。

◎伊藤委員

どうもありがとうございます。

この報告書で、4人の子供たちの聴き取り調査をされたような記述がありますがけれども、これは2年前で現在もう中学生ですか、この聴き取りを受けた子供たちへのケアは、具体

的に何かされているのでしょうか。

◎佐藤教育長

学校教育部長。

◎船橋学校教育部長

当然それにつきましては、フォローさせていただいております。この答申があった日、それからその前後、学校の方にはカウンセラーを配置しまして相談体制を作っておりますし、指導主事等を派遣しまして、学校の様子、子供の様子を伺っております。保護者の方にも、既にそれは伝えてありますので、保護者からの情報を得ながら、様子を確認するところです。

現在のところは、多少動揺がありましたけれども、学校の方も欠席せずに、見た目は大きな変化がないような形で過ごしておりますが、当然内面は見えませんので、引き続き状況については確認しながら、必要なケアをしていきたいと考えております。

以上でございます。

◎佐藤教育長

そのほか、ございますか。

指導課長。

◎山田指導課長

今出てきた3名の子供たちというようなことですが、昨年の事案で6年生だった頃のことと、それが新しい生活に入って中学校の生活を既に始めていたというような状況です。当該小中学校の先生方は、この事案について当時、御遺族の方の意向もあって、公表しないでくれというような意向で、情報を押さえてきた部分もあります。そういったこともあって、答申前に事前に、今中学1年生になりますので、中学校1年生の先生方にお集まりいただいて、私の方からこういう報告をさせていただいて、具体的な支援体制を学校と共に話し合ってきました。

今回、いじめをしたとされているDさんについても、事前に御両親とお話をさせていただいて、家庭と教育委員会と学校とで、とにかく第二のこういうことが起こらないようにということで、連日連絡を取らせていただいて、連携してやってきたところです。

保護者の方が、随分しっかりされている方ですので、毎日のように私の方にも連絡いただいて、今日こういうことがあったとか、今のところ心配はない、随分落ち着いてきたみたいだというような情報もいただいておりますので、引き続きケアしていきたいと考えています。

以上です。

◎佐藤教育長

ほかにもございますか。

(なしの声)

◎佐藤教育長

それでは、この学校教育部長からありました答申につきましてお諮りしたいと思います。

この報告書のとおりでよろしいでしょうか。

◎全委員

(異議なし)

◎佐藤教育長

よろしいということなので、これを認め承認したいと思います。

それでは、議案第1号を議題とします。

(書記議案朗読)

◎佐藤教育長

事務局から説明をお願いします。
学校教育課長。

◎下川学校教育課長

議案第1号 野田市育英資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について御説明申し上げます。資料の1ページから5ページとなります。

提案理由は、経済的な理由により大学等への進学が困難な者に対して就学を支援するため貸与している育英資金について、貸与に係る基準の一つとして、野田市育英資金貸与条例に規定する「学資支弁の困難な世帯の子弟」の基準を具体化するため、所要の改正を行おうとするものでございます。

主な改正内容について申し上げます。第2条に「学費支弁の困難な世帯の子弟」に係る規定を追加し、該当する世帯の収入基準を国が令和2年4月から開始した「高等教育就学支援新制度」における第一種学資貸与金、無利子の貸与要件の収入基準額以下とするものでございます。基準額の目安を申し上げますと、4人世帯の場合、給与収入で年収約800万円以下であれば基準に該当することとなります。

説明は、以上となります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎佐藤教育長

事務局から説明がありました。
御質問、御意見等がありましたらお願いします。
(なしの声)

◎佐藤教育長

なければ、議案第1号についてお諮りします。
議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

◎全委員

(異議なし)

◎佐藤教育長

御異議なしと認めます。
よって、議案第1号は原、案のとおり可決されました。
次に、議案第2号を議題とします。
(書記議案朗読)

◎佐藤教育長

事務局から説明をお願いします。
学校教育課長。

◎下川学校教育課長

議案第2号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について御説明申し上げます。資料の6ページから8ページとなります。

提案理由は、学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷や疾病等)に対応するため、日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を締結し、その掛金を学校の設置者である市と保護者が折半して負担しており、要保護及び準要保護世帯に対しては、保護者の負担を市が免除した上で負担し、日本スポーツ振興センターが免除額の2分の1を市に補助しておりますが、このことについて、令和元年8月に会計監査委員から、日本スポーツ振興

センターが補助を行うに当たり、各設置者が定める規則等により保護者負担額を定めた上で、要保護及び準要保護世帯については当該負担額を免除する旨の規定がなされている必要があるとの指摘があったことから、これに対応するため、本規則を制定しようとするものでございます。

主な制定内容について申し上げます。本規則は、保護者が負担する共済掛金の額及び徴収の免除を規定するもので、具体的には、小中学校の一般世帯は、児童生徒1人当たり920円を市と保護者で折半するため、保護者負担分を460円と定め、小中学校の準要保護世帯は、同様に市と保護者で折半しますが、保護者負担分を市が徴収を免除した上で負担し、小中学校の要保護世帯は、児童生徒1人当たり40円を市と保護者で折半しますが、保護者負担分20円を市が徴収を免除した上で負担するものです。

また、公立幼稚園に在籍する園児につきましても、額は異なりますが、同様に掛金及び掛金の免除を規定します。

なお、これらにつきましては、本規則の制定前も同様でございますので、取扱いに変更はございません。

説明は、以上となります。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。。

◎佐藤教育長

事務局から説明がありました。

御質問、御意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

◎佐藤教育長

なければ、議案第2号についてお諮りします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

◎全委員

(異議なし)

◎佐藤教育長

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、教育長の報告事項に入ります。

報告事項に対する質問につきましては、報告事項の説明終了後に一括してお受けしたいと思います。

教育総務課からお願いします。

教育総務課長。

◎戸塚教育総務課長

寄附につきまして御報告をさせていただきます。中学校への寄附になります。資料はございません。

野田市木間ヶ瀬337の21、瀬尾タイ子様から木間ヶ瀬中学校の教育振興のためとして、1万円の寄附を頂きました。御寄附につきましては木間ヶ瀬中学校の物品購入に充てたいと考えております。

以上でございます。

◎佐藤教育長

次に、生涯学習課からお願いします。

生涯学習課長。

◎安藤生涯学習課長

寄附につきまして申し上げます。

鈴木貫太郎記念館再建のため、社会教育施設整備基金として実業家前澤友作氏から500万円を頂きましたので御報告いたします。

本件は、昨年11月20日、財政課職員から「Z O Z Oの創業者で株式会社スタートトゥデイ社長の前澤氏がツイッターでふるさと納税約8億円の寄附先を探している」との情報入手しまして、生涯学習課に情報の提供がございました。市政推進室と協議した上、市長自ら、鈴木貫太郎記念館の再建費用としてふるさと納税をお願いしたいとツイッターに投稿しましたところ、前澤氏の方から提案のあった自治体全てに各500万円、総額7億8,000万円のふるさと納税をするとの回答をいただきまして、野田市におきましても12月25日にふるさと納税として、御寄附を頂いたものでございます。

なお、返礼品は辞退されておりまして、500万につきましては、鈴木貫太郎記念館の再建費用として、3月議会の補正予算で社会教育施設整備基金へ積立てさせていただき予定でございます。

以上でございます。

◎佐藤教育長

次に、学校教育課からお願いします。

学校教育課長。

◎下川学校教育課長

新型コロナウイルス感染症の対応について御説明申し上げます。

1月の教育委員会定例会教育長報告で、木間ヶ瀬小学校職員が陽性と判定されたとの一報をお伝えしました。その後、学校は1月28日より2月3日まで臨時休業を行い、2月4日に再開しております。ただし、家族に陽性者が出て、濃厚接触者として2回目の検査を実施した児童1名が4日に陽性となったと発表がありましたが、児童の最終登校日が1月27日であったこと、全ての児童がPCR検査を受けていることから、学校再開は安全安心が確保されていると判断しました。また、保健所が、感染者の感染経路を検証したところ、校内での感染と断定できないため、保健所は集団発生とは認定しませんでした。

この間、濃厚接触者を特定し、野田保健所によるPCR検査の実施と、濃厚接触者ではないが、任意のPCR検査を野田保健所、野田市医師会等の御協力により、2回実施しました。野田保健所は、校舎内の消毒は必要ないと判断しましたが、安全安心を優先し、市独自の業者による消毒作業を2回実施しました。学校再開後、コロナが不安で10名ほど欠席していましたが、8日から多くの児童が登校しております。また、陽性と判定された児童も15日までに観察期間が終わり、元気に登校し、いじめや偏見などは一切なく、楽しい学校生活を送っていると校長より報告されております。

木間ヶ瀬小学校児童が陽性になった児童の家庭では、幼稚園児が陽性と判定され、私立幼稚園内の消毒作業を野田市が消毒業者に依頼し、安全安心な環境を整えました。

また、2月12日には北部小学校児童が、抗原検査で陽性と判定されました。野田保健所は、濃厚接触者はいないとの判断をしましたが、保健所の協力で、任意のPCR検査を実施し、31名の児童と4人の職員全員の陰性が確認されました。土日で検査と消毒作業を実施し、15日、月曜日から学校は再開しております。コロナが不安で欠席している児童はおりません。

緊急事態宣言が延長され、公立幼稚園、市内小中学校では更に緊張感を持って、新型

コロナウイルス感染拡大防止に取り組んでいただいております。

教育委員会としては、児童生徒園児の安全を第一に考え、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎佐藤教育長

次に、指導課からお願いします。

指導課長。

◎山田指導課長

指導課より2点御報告申し上げます。

初めに、第80回全国教育美術展の結果について御報告申し上げます。資料3ページになります。

この全国教育美術展とは、大正11年に全国図画展として始まって以来、国内では最も伝統のある子供の絵の美術展として、現場の先生方に親しまれております。今年度は、全国で2,177校が応募し、9万7,075点の応募作品の中から、野田市の学校及び児童生徒がすばらしい成績を収めましたので御報告いたします。

全国学校賞につきましては、それぞれ全国で3校選出となっておりますが、実際には、幼稚園から1校、小学校から1校、中学校から各1校という選出であり、今回、全国学校賞を受賞した、岩木小学校、第二中学校は、その中で選出されたこととなります。岩木小学校が受賞した内閣総理大臣賞は、学校賞の中でも最もレベルの高い賞で、全国の小学校で第1位ということになります。また、第二中学校の日本放送協会会長賞は、内閣総理大臣賞、文部科学大臣賞、教育美術振興会名誉会長賞に次ぐ表彰で、中学校では第4位に当たる表彰になっております。なお、岩木小学校、第二中学校は、同時に地区学校長として教育委員会賞も受賞することになっており、そのほかにも教育美術奨励賞に南部中学校が、個人では資料のとおり合計35名が選出されております。予定されておりました表彰式は、コロナの関係で中止となってしまいました。

続いて、資料の4ページ、令和2年度第2回全校児童生徒を対象とした「いじめ実態調査」のその後の状況について御報告申し上げます。

11月に実施した第2回いじめアンケートの結果につきましては、既に御報告させていただいたところでありますが、1月より実施してまいりました追跡調査の結果を受けまして、資料のとおりまとめました。第2回アンケートによるいじめの認知件数は、表の1段目になりますが、小学校が678件、中学校が24件でした。このアンケートによる認知件数について、学校で再度、子供たちから聞き取りをした結果、表の2段目、いじめと判断できなかった件数が小学校で347件、中学校で4件、聞き取りの結果、いじめと判断した件数が表の3段目、小学校で331件、中学校で20件となっております。その後、学校による指導、支援の結果、解消した件数が、表の4段目、小学校で235件、中学校で12件、現在まだ解消していない件数が、表の5段目、小学校で96件、中学校で8件という、現時点での結果になります。表の中段には、この解消していない件数についての内訳として、既に一定の解消が図られているが、継続支援中の件数が、小学校で75件、中学校で8件になります。その下の段の件数が、いわゆるまだ解消、解決していないいじめの件数になります。小学校の21件となっております。

結果として、解消率は小学校で85.84%、中学校で66.67%、全体で85.19%という数字になっております。この解消率につきましては、ここ数年減少、低下を続けておりますが、解消していない件数のうち、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の増加が影

響していると考えられます。これは、スクールロイヤーによるいじめに関する研修等により、教員のいじめに対する認識、法的理解が進んだことにより、安易に解消とせず、その後もチームとして様子を見守るといった組織的な対応をしていることが影響し、解消率が下がっていると分析しております。

これらの案件に、重大事態となり得る重篤ないじめはございません。
指導課からは、以上です。

◎佐藤教育長

ほかに報告事項がありましたらお願いします。
ただいまの報告につきまして、御質問、御意見等がありましたらお願いします。
伊藤委員。

◎伊藤委員

先ほどの美術展の結果ですけれども、岩木小学校の美術の先生は、どんな先生なのでしょう。

◎佐藤教育長

指導課長。

◎山田指導課長

千葉県の方のこども県展とかもあるんですけれども、昨年まで中央小学校にありましたけれども、毎年多くの入賞の作品を指導している先生になります。行った学校学校でそれなりの成果を収めていただいております。

◎佐藤教育長

学校教育課長。

◎下川学校教育課長

この先生については、先ほど指導課長からありましたけれども、非常に熱心で、子供の良さを引き出すような形で、しっかり指導していただいております。この教員に先日、連絡を取ったところ、非常に私たち本人としても一番取りたかった賞であるということで、学校にとっても非常にプラスであるということをお話しいただいております。

また、校長とも連絡を取りましたところ、学校として非常に良い機会になったということで、図工、特に絵ですけれども、この辺を校全体で盛り上げていきたいというお返事をいただいております。

以上でございます。

◎佐藤教育長

ほかにもございますか。
ないようですので、以上で教育長の報告事項を終了します。
次に、議案第3号を審議したいと思います。
冒頭で確認したとおり非公開といたします。

(書記議案朗読)

◎佐藤教育長

事務局から説明をお願いします。
教育総務課長。

◎戸塚教育総務課長

議案第3号 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について御説明申し上げます。

本条例の改正案のうち、教育委員会に関係するものは、教育委員の報酬額でござい

して、近隣市との均衡を図り減額しようとするものでございます。資料13ページを御覧ください。

改正内容につきましては、現行の月額7万5,000円を月額6万円に改正するもので、令和3年4月から適用させていただきたいと考えております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎佐藤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

御質問、御意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

◎佐藤教育長

なければ、議案第3号についてお諮りします。

議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

◎全委員

(異議なし)

◎佐藤教育長

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号を議題といたします。

(書記議案朗読)

◎佐藤教育長

事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長。

◎安藤生涯学習課長

議案第4号 野田市文化会館及び野田市生涯学習センターの指定管理者の指定に係る意見聴取について御説明申し上げます。

本案は、文化会館及び生涯学習センターの指定管理期間が令和3年3月31日で終了することから、「野田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」の規定に基づきまして、文化会館及び生涯学習センターの指定管理者として「野田市文化会館・樺のホール活性化共同体」を指定するものでございます。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎佐藤教育長

ただいま説明がありました件でございますが、御質問、御意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

◎佐藤教育長

なければ、議案第4号についてお諮りします。

議案第4号について、原案のとおり可決すること御異議ありませんか。

◎全委員

(異議なし)

◎佐藤教育長

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を議題とします。

(書記議案朗読)

◎佐藤教育長

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長。

◎戸塚教育総務課長

議案第5号 令和3年度野田市一般会計予算(教育委員会関係分)に係る意見聴取について御説明申し上げます。

令和3年度の予算編成方針は、これまでに経験したことのない極めて厳しい財政事情の中で、新型コロナウイルス感染症への対応は元より、市民の生命財産を守り、真に必要な市民サービスを実施していくため、新型コロナウイルス感染症対策への対応を始め、必要な事業への財源の重点配分と、経常収支比率の改善、全庁を挙げた新たな財源確保、総合計画第二次実施計画事業の見直し、行政改革大綱及び行政改革大綱実施計画の推進の五つを基本的な考えとして、全ての歳出経費をゼロベースで見直し、予算編成に取り組みました。

資料31ページを御覧ください。最初に歳入について御説明申し上げます。

歳入予算につきましては、令和2年度7億4,394万円に対して、令和3年度は7億2,474万1,000円となり、1億1,919万9,000円の減額となっております。

主な増減につきましては、資料の34ページにまとめましたので、こちらを御覧ください。金額は、令和2年度に対する増減額で、単位は千円となっております。

国庫補助金、総務費補助金の497万円の減額は、市民会館茶室の屋根修繕が2年度に完了したことによるものでございます。その下の労働費補助金の141万円の減額は、事業凍結によるものです。次の教育費補助金301万1,000円の増額は、小中学校幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策として購入した物品の経費に対する補助金となります。以下、記載のとおりとなっております。

次に、歳出について御説明申し上げます。32ページを御覧ください。

教育費、総務管理費、労働費、災害復旧費の総額は、令和2年度50億8,870万8,000円に対して、令和3年度は49億1,491万7,000円で1億7,379万1,000円の減額となっております。主な増減は、資料の34ページを御覧ください。

教育総務費では、教育委員会費で89万2,000円の減額で、うち教育委員さんの報酬月額を1万5,000円減額させていただいたものでございます。その下の事務局費では、1億743万6,000円の増額で、内訳では、一般職員人件費で1億1,545万6,000円の増額。また、学校施設整備等基金積立金、これは、トイレの洋式化に充てる基金でございますが、1,983万3,000円が市長部局から教育委員会費に移管されております。各会計年度任用職員の人件費でございますが、勤務体制の見直し等により減額となっております。

小学校費では、学校管理費で3,022万6,000円の減額で、一般職員人件費で715万円の減額、学校運営費では416万1,000円の増額。学校施設管理費で1,832万1,000円の減額のほか、35ページに進みまして、教育振興費では5,143万9,000円の増額で、就学奨励費で571万6,000円の減額。情報教育振興費では、GIGAスクール構想に伴う通信料他で1億94万7,000円の増額となっております。

中学校費では、学校運営費で2,010万5,000円の減額、学校施設管理費で689万9,000円

の増額、学校施設整備費では、2,777万3,000円の減額、教育振興費では9,559万9000円の増額で、就学奨励費で1,177万1,000円の増額、情報教育振興費では小学校と同様の理由により、6,685万4,000円の増額となっております。

幼稚園費では、2,746万8,000円の減額で、一般職員人件費で1,037万3,000円の増額の他となっております。

社会教育費では、社会教育総務費の一般職員人件費で756万7,000円の増額、青少年センター費では353万3,000円の減額で、主に社会教育指導員1名減によるものです。

公民館費では、3,581万6,000円の減額ですが、一般職員人件費で765万7,000円の増額、公民館管理費で4,349万1,000円の減額となっております。

以下記載のとおりですが、全ての項目においてゼロベースで見直しをしました結果、令和2年度予算に対して減額の傾向となっております。

駆け足の説明となってしまいましたが、以上が令和3年度一般会計予算教育委員会関係の概要でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

◎佐藤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

御質問、御意見等がありましたらお願いします。

◎佐藤教育長

(なしの声)

なければ、議案第5号についてお諮りします。

議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

◎全委員

(異議なし)

◎佐藤教育長

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号を議題とします。

(書記議案朗読)

◎佐藤教育長

事務局から説明をお願いします。

教育総務課長。

◎戸塚教育総務課長

議案第6号 令和2年度野田市一般会計補正予算(第11号)(教育委員会関係分)に係る意見聴取につきまして、教育総務課所管の補正予算について御説明をいたします。

50ページをお願いいたします。50ページの繰越明許費の補正でございます。この中で教育費の債務繰越明許費の中で、教育総務課所管になるものは、学校施設等トイレ手洗い場等自動水洗化事業費、続きまして、学校施設整備費、その下にあります小学校トイレ改修事業費、その次が中学校費、学校施設整備費、この4本が該当になりますが、内容につきましては、歳出予算のところでお説明をさせていただきたいと思っております。

続きまして、64ページをお願いいたします。小学校費補助金で8,803万1,000円の補正でございます。こちらにつきましては、清水台小、みずき小、二川小学校のトイレ洋式化工事に係ります国費の補助事業として、内示額に合わせて補正をするものでございま

す。

続きまして、71ページ、寄附金でございます。先ほど教育長の報告で御紹介をさせていただきました、中学校に対する寄附金1万円でございます。こちらについて先ほどお話しさせていただいた木間ヶ瀬中学校への教育振興のためにということで、指定寄附があったものでございます。

続きまして、76ページ、歳出に入ります。事務局費の職員手当等の中で退職手当197万円の増額補正をするものでございます。理由でございますが、自己都合による退職者が発生したものが1件、退職事由変更により、差額の支給が発生したものが1件あり、予算額に不足が生じることから、対応するものでございます。

その下になります。事務局諸費の共済費で、社会保険料と労働保険料がございます。社会保険料の減額となった主な理由でございますが、社会保険料加入対象となる臨時職員数が当初見込みよりも少なくなったことから、不用額として966万8,000円を減額するものでございます。労働保険料の減額となった理由でございますが、こちらにつきましては、保険料の対象人数及び保険料の算定基礎となる賃金総額について、当初見込みよりも少なくなったことに対しまして不用額が生じたことから、132万円を減額補正するものでございます。

続きまして、79ページをお願いいたします。下段にあります、新型コロナウイルス感染拡大防止対策費で、委託料及び工事費を増額補正をさせていただいております。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的として、小中学校及び幼稚園の校舎内のトイレの手洗い用蛇口や廊下等に設置されています手洗い場の手動式蛇口をセンサー式の自動水洗に改修を行う費用でございます。各小中学校幼稚園からは、対象となる蛇口数の報告を受けておりますが、設置が困難な場所もございますので、必要数量の調査を専門業者に委託するページと設置工事費用を計上しております。また、年度内の完了が見込めないことから、先ほど繰越しの設定をさせていただいたお話をちょっと御紹介させていただきましたが、2億1,408万9,000円全額を翌年度に繰越しして対応するものでございます。

続きまして、80ページをお願いいたします。小学校費でございます。学校施設改修費で5,456万1,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、小学校施設において、防水改修等、施設環境の早期改善として、緊急性の高い事業を新年度予算対応ではなく、補正予算で毎年することで、少しでも早く対応しようとするものでございます。こちらにつきましても、年度内の完成が見込めないことから、5,456万1,000円を全額翌年度に繰越しをして対応するものとなっております。

同じく60ページの小学校費、小学校トイレ改修事業費でございます。設計委託及び改修工事等を補正するものでございます。学校のトイレ洋式化につきましては、特に市長と話そう集会等で、児童からも改修の要望が寄せられている状況でございます。市といたしましても要望に応えたいと考えており、工事につきましては国の補助金を活用して進めておりますが、切れ目のない対応を図るために4校分の実施設計を毎年して対応するものです。なお、改修工事の時期につきましては、国の補助金の付き具合にもよりますが、令和4年度以降を予定しております。

その下の項目、工事請負費につきましては、先ほど歳入で御紹介させていただきました、国の補助金を活用して進める清水台小、みずき小、二川小のトイレ洋式化に係る工事費でございます。なお、こちらにつきましても、年度内の完成が見込めないことから、委託料工事費を合わせて2億6,414万7,000円を全額翌年度に繰越しをして対応するもの

でございます。

続きまして、82ページをお願いいたします。中学校費、学校施設改修工事で4,126万4,000円の増額補正をするものでございます。こちらにつきましては、中学校施設の改修で、緊急性のある防水改修を新年度ではなく、補正予算に前倒しすることで少しでも早く対応しようとするものでございます。なお、改修費用は4,220万円を見込んでおりますが、執行残金が75万6,000円生じておりますので、不足分の4,126万4,000円を補正する形となっております。こちらにつきましても、年度内の完成が見込めないことから、翌年度に繰越しをし、対応するものでございます。

同じく82ページ、中学校費の教育振興費でございます。こちらにつきましては、歳入で先ほど御紹介をさせていただきました木間ヶ瀬中学校への指定寄附金1万円につきまして、歳出予算で同額を計上するものでございます。学校からは相談室の設備環境の充実を図るための物品の購入費に充てたいと伺っております。

続きまして、82ページをお願いいたします。幼稚園費でございます。幼稚園、管理運営費、こちらにつきましては、今年度、野田幼稚園遊戯室床改修工事を行っておりますが、決算見込みによりまして、不用額4,140万円を減額補正するものでございます。

以上でございます。

◎佐藤教育長

生涯学習課長。

◎安藤生涯学習課長

それでは、生涯学習課所管の分につきまして御報告、御説明申し上げます。

50ページを御覧ください。まず、繰越明許費でございます。生涯学習課の方の所管するものに関しましては、社会教育費の2項目両方でございます。

まず、上の方、中央公民館管理運営費につきましては、1階トイレの改修工事でございますが、この工事に係ります小便器の自動洗浄装置、それから手洗い器の自動水洗、こちらにつきましてコロナ禍によりまして、感染防止対策として急激に需要が高まった結果、材料の納品が時間がかかるということになりまして、年度内の完成が困難となったため、繰越しするものでございます。

もう1件、文化センター管理運営費、こちらにつきましては、文化会館の非常照明用の蓄電池、こちらの交換工事でございます。こちら1月の22日及び25日に入札の方を行いましたが、不調となりましたことから、再入札が2月の24日になるものでございます。このため、年度内の完成が困難となりましたので、全額を繰越すものでございます。

続きまして、51ページを御覧ください。こちら同じものが89ページの方にも記載されておりますが、上の項目、文化会館及び生涯学習センター指定管理料でございます。こちらは、先ほども議案の方でお話をさせていただきましたが、指定管理者の更新に伴いまして、令和3年度から7年度までの5年間の管理運営を委託するという事で負担行為を行うものでございます。

続きまして、54ページを御覧ください。歳入の方になります。こちらに4件ございます。

まず、国庫補助金になります。こちらは、勤労青少年ホームの耐震診断委託に関する補助金、こちらの金額でございますが、今回新型コロナウイルス感染症対策を優先的に実施していくということになりましたので、勤労青少年ホームの耐震診断委託を取りやめることになりました。そのため、事業費補助としての、住宅建築物安全ストック形成事業補助金の申請を取り下げるため、減額するものでございます。

それから二つ目が、県補助金でございます。こちらは、学校家庭地域連携協力推進事業補助金でございます。国及び県が推進する地域学校共同活用推進事業の一つであります子ども未来教室、こちらの事業に対しまして、予算の範囲内において補助される県の補助金でございますが、令和3年1月4日付で当該補助金の交付決定額が示されまして、補助金額の方が大幅に減額されたことから、こちらを減額するものでございます。

同じく県補助金でございます。こちらは、不特定遺跡発掘調査補助金になります。個人住宅、それから個人中小企業による開発事業等で発掘費用の負担が困難な事業に対する補助金となっております。こちら補助金につきましては、令和元年度は対象経費40%以内の定額ということになっていたものでございますが、今年度、県の予算が上限に達したということで、また、市の方ではこの事業を実施する予定がないことから、予算を減額するというものでございます。

それから、同じく54ページの最後でございますが、こちらは寄附金になります。こちら先ほどもお話ししました鈴木貫太郎記念館の指定寄附金となっております。一つが先ほど御報告申し上げました500万円。それから、もう一つは、記念館の窓口におきまして1万円の寄附というものがございましたので、両方合わせまして501万円の方を補正するものでございます。

続きまして、歳出の方の御説明を申し上げます。ページの方は、72ページになります。こちら先ほど今申し上げました501万円を、今度は基金の方へ積み立てるということで、歳出の方の費用となっております。

それから、75ページを御覧ください。こちら勤労青少年ホーム管理運営費でございます。こちら先ほど御説明させていただきましたけれども、勤労青少年ホームの耐震診断委託を取りやめるということになりまして、歳出の分を減額するものでございます。

それから、最後、79ページを御覧ください。こちら真ん中の段ですね、子ども未来教室事業費でございます。こちらは、子ども未来教室の学習支援に係ります委託料につきましては、参加生徒数及び児童数を想定して見込み数で契約をしております。その上で事業期終了時に、実績に基づき精算するというようにしております。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策により緊急事態宣言中でありますとか、あるいは会場の制約等によりまして、年度当初からの事業の開始ができず、事業に関わる講師の延べ人数が見込みよりも少なかったことから、減額を行うものでございます。

以上でございます。

◎佐藤教育長

学校教育課長。

◎下川学校教育課長

学校教育課所管分について説明申し上げます。

資料64ページを御覧ください。歳入予算のうち、国庫補助金、保健体育費補助金において、学校保健特別対策事業費補助金として1,742万円を新規計上しております。これは、感染症対策として、小中学校用に市がマスクや消毒液等の消耗品や備品を購入した際の経費に対し、国から補助率2分の1で補助金が交付される見込みであることから計上するものです。

次に、資料65ページを御覧ください。国庫補助金の保健体育費補助金において、教育支援体制整備事業費補助金として224万4,000円を新規計上しております。これも感染症対策として、幼稚園用に市がマスクや消毒液等の消耗品や備品を購入した際の経費に対し、国から補助率10分の10で補助金が交付される見込みであることから計上するもので

す。

次に、資料74ページを御覧ください。歳入予算のうち諸収入の雑入において、単独給食校給食費収入を6,609万9,000円減額し、補正後の額3億88万9,000円とするものです。こちらは、4月から5月にかけて、市内小中学校及び幼稚園が臨時休業したことに伴い、その期間、給食が中止になったことが理由となります。

次に、同じく給食センター校給食費収入を4,615万1,000円減額し、補正後の額2億1,722万1,000円とするものです。こちらも先ほどの単独校給食費と同様の理由により減額するものです。

次に、76ページから78ページになります。教育総務費事務局費において、市が雇用するパートタイム会計年度任用職員のうち、人件費につきまして不用額が生じる見込みであることから、それぞれ減額しようとするものです。初めに、76ページ、看護師につきましては、416万7,000円を減額し、補正後の額451万2,000円とするものです。6名分計上しておりましたが、雇用が3名だったことによるものです。次に、77ページ、要配慮児童生徒支援員につきましては、963万9,000円を減額し、補正後の額1847万2,000円とするもので、16名分計上しておりましたが、雇用が11名だったことによるものです。次に、学級事務支援員につきましては、634万6,000円を減額し、補正後の額1,211万9,000円とするもので、31名中12名が、年度途中で県のスクールサポートスタッフに任用替えになったことによるものです。次に、78ページ、特別支援学級支援員につきましては、976万7,000円を減額し、補正後の額9,677万1,000円とするもので、55名分計上しておりましたが、雇用が52名だったことによるものです。

次に、資料80ページを御覧ください。小学校費、教育振興費のうち、就学援助費につきましては、学校臨時休業期間中の給食費相当分が不要となるため、また、校外活動費及び修学旅行費についても、目的地や内容の変更により不用額が見込まれることから、873万7,000円を減額し、補正後の額5,987万7,000円とするものです。

次に、資料82ページを御覧ください。中学校費、教育振興費のうち、就学援助金につきましては、小学校費と同様の理由により不用額が見込まれることから、1,472万円を減額し、補正後の額3,862万9,000円とするものです。

次に、資料88ページを御覧ください。保健体育費の学校保健費のうち、健康管理費につきましては、東葛駅伝の中止及び生活習慣病検査の実施を見送ったことにより、不用額が生じたことから422万2,000円を減額し、補正後の額1,424万7,000円とするものです。次に、保健体育費の学校給食費のうち単独給食校給食費につきましては、歳入における学校給食費収入の減額に伴い、賄材料費を合わせて減額するもので、6,609万9,000円を減額し、補正後の額3億89万円とするものです。同じく学校給食費のうち、給食センター校の給食費、賄材料費につきましても、単独校と同様の理由により4,714万5000円を減額し、補正後の額2億2,199万2,000円とするものです。これらを合計し、学校給食の賄材料費を1億1,132万4,000円を減額し、補正後の額5億2,288万2,000円とするものです。

学校教育課所管分は、以上でございます。

◎佐藤教育長

指導課にお願いします。

◎山田指導課長

指導課所管の補正予算につきまして説明申し上げます。

今回は、歳入歳出予算について予定しております。

まず、歳入予算につきまして、資料69ページ。学校家庭地域連携協力推進事業費補助

金の減額補正しようとするものです。こちらの補助金は、先ほどありましたが、子ども未来教室、土曜授業、地域教育プラットフォーム事業に係る補助金で国、県を合わせまして、事業費の3分の2以内の金額が交付されるのですが、県からの補助金が当初予算と比べて減額となる内示をいただきまして、1,311万6,000円のうち、指導課分で733万7,000円が減額になるため、減額補正をするものです。

続いて、歳出予算につきましては、まず一つ目は、資料78ページの一番下、各種大会生徒派遣補助金について、新型コロナウイルスの影響で運動部や吹奏楽部など各種大会、コンクールが中止になったため、不要となった補助金268万1,000円を減額するものです。

二つ目は、79ページ、補習等アシスト事業について、同じく新型コロナウイルスの影響で、11回予定していた土曜事業が8回に減少したため、協力をいただいているサポートティーチャー、児童生徒支援員に対する報酬、支援者たちに支払う講師謝礼、合わせて620万6,000円を減額補正するものです。決算見込みで執行残が見込まれるため計上いたしました。

三つ目は、同じく79ページ、地域教育プラットフォーム事業について、新型コロナウイルスの影響で執行できなかった人材活用講師謝礼、地域教育コーディネーター謝礼について、381万2,000円を減額補正するものです。決算見込みで執行残が見込まれるため計上いたしました。

以上につきまして、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎佐藤教育長

そのほか、ございますか。

それでは、ただいま事務局から説明がありました。

御質問、御意見等ありましたらお願いします。

高橋委員。

◎高橋委員

1点だけ教えてください。教育総務費の中に、新型コロナウイルス感染症対策費ということで、学校施設のトイレ手洗い場等の自動水洗化事業費というのが、2億4,000万円計上されているので、非常に子供たちにとっては安心できる一つの環境整備になるなどというふうに思いました。教えていただきたいのは、これは、幼小中、全部というふうに考えてよろしいのでしょうか。それとも、小学校だけなのでしょうか。その辺ちょっと教えてください。

◎佐藤教育長

教育総務課長。

◎戸塚教育総務課長

今おっしゃられたとおり、小中幼稚園まで想定をしております。トイレの手洗い、あと廊下等にある手洗い場を対象として、今のところ計画をしております。また、市役所であるとか公共施設も、全部ではございませんが、進めるような形で、今のところ計画をしているという形になっております。

以上です。

◎佐藤教育長

そのほか、ございますか。

(なしの声)

◎佐藤教育長

なければ、議案第6号についてお諮りします。

議案第6号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

◎全委員

(異議なし)

◎佐藤教育長

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩)

◎佐藤教育長

再開します。

議案第7号を議題とします。

(書記議案朗読)

◎佐藤教育長

事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長。

◎安藤生涯学習課長

議案第7号 鈴木貫太郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例に係る意見聴取について御説明申し上げます。資料は、37ページになります。

本案は、野田市鈴木貫太郎記念館につきまして、野田市の観光の振興施策と一体となって発展させるため、所要の改正を行おうとするものでございます。主な改正内容は、3点ございます。

第一に、記念館を市長の所管とし、記念館の管理は地方自治法第180条の2の規定による、市長と教育委員会の協議に基づく委任により、教育委員会が行うことといたします。

第二に、記念館の資料に係る調査研究、記念館の資料を活用した平和教育、その他、記念館の設置の目的を達成するために必要な事業を記念館の事業に加えるものでございます。

第三に、入館の制限を行うことができる規定及び記念館資料や施設、設備を損傷した場合の損害賠償の義務について規定するものでございます。

施行期日は、令和3年4月1日でございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議の上、御審議賜りますようお願い申し上げます。

◎佐藤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

◎佐藤教育長

なければ、議案第7号についてお諮りします。

議案第7号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

◎全委員

(異議なし)

◎佐藤教育長

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、協議第1号について協議します。

(書記協議朗読)

◎佐藤教育長

事務局から説明をお願いします。

生涯学習課長。

◎安藤生涯学習課長

協議第1号 市長の権限に属する事務の委任について御説明申し上げます。資料は、42ページになります。

本案は、地方自治法第180条の2に基づき、市長から「①鈴木貫太郎記念館建設準備委員会の庶務に関すること、②鈴木貫太郎記念館の管理運営に関すること」、この2点につきまして、協議の申出がありましたので、協議をお願いするものでございます。

内容につきましては、鈴木貫太郎記念館を令和3年4月1日から市長の所管とすることから、同日からその管理運営を教育委員会に委任するとともに、再建に係る整備基本構想の策定に当たり設置する鈴木貫太郎記念館建設準備委員会の庶務につきましても、教育委員会に委任するというものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎佐藤教育長

ただいま、事務局から説明がありました。

御質問、御意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

◎佐藤教育長

なければ、協議第1号について、受任することでよろしいでしょうか。

◎全委員

(異議なし)

◎佐藤教育長

御異議なしと認めます。

よって、協議第1号については、受任することで決定します。

本日の議題は、全て終了しました。

以上をもちまして、本日の教育委員会定例会を閉会します。

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

教育長

委員